

小中一貫教育校在り方検討会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小中一貫教育校在り方検討会議（以下、「検討会議」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第3条 一般の傍聴の定員は、会議の都度、座長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

- 2 検討会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 協議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、報道機関関係者が事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、協議会の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。